

広報への広告の掲載について

広告を募集します

財源の確保を目的として、広報しんとうに掲載する広告を募集します。

■広報しんとうの発行概要

- ・体裁 A4判右綴じ 2色刷(シアン) 表紙と裏表紙のみカラー 12～20ページ(発行月により異なる)
- ・発行 月1回 毎月第3金曜日発行 5,200部 村内へ毎戸配布
- ・広告掲載位置 裏表紙の裏面(6枠)

■広告の規格(1枠あたり)

- ・寸法 1枠あたり縦44mm×横91mm ・料金 1月あたり村内事業者2,000円、村外事業者3,000円

※掲載期間は1年間(12回分)を上限とします。

■申込方法

申込書に必要事項を記入し、原則として発行月の1カ月前までにお申し込みください。申込受付後、審査を行い掲載の可否を決定し、申込者へお知らせいたします。また、枠が埋まり次第申込受付を締め切ります。広告掲載位置は、申し込み順により決定します。

■掲載できる広告…村の公共団体としての品位、公共性および公益性を妨げるような広告は掲載することができません。

■広告の原稿…原稿は広告主が作成し、村が指定する期日までに提出してください。

■広告主の責任…広告の内容に関する責任は、全て広告主が負うこととします。

■広告掲載契約…広告掲載が決定した場合、広告掲載契約を締結します。契約締結に係る費用(収入印紙)は広告主の負担とします。

■広告掲載料の支払い…広告の掲載が決定した場合、広告掲載料の納付書をお送りします。必ず納付書に記載された期日までに広告掲載料をお支払いください。

■広告掲載の中止…広告掲載が決定した後であっても、広告主が各要綱および契約に違反した時や指定した期日までに広告掲載料の支払いが行われない場合などは、広告の掲載を中止する場合があります。

■その他

榛東村ホームページにそれぞれの広告掲載申込書と要綱を掲載しています。詳しい内容は要綱をご覧ください。また、榛東村ホームページ(<http://www.vill.shinto.gunma.jp>)に掲載するバナー広告も随時募集しています。

▶お問い合わせは、総務課(☎54-2211 内線256)へ

税務課からのお知らせです

自動車税は4月1日現在の所有者に課税となります

自動車税は、毎年4月1日現在の車検上の所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税となる県税です。次の場合は、3月31日(月)までに運輸支局で必ず手続きを済ませてください。

■手続きが必要な場合

- ・自動車を売ったり、下取りに出した
- ・自動車を廃車した
- ・住所、氏名を変更した

■手続きを済ませないと

- ・既に使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かなかったりするなど、トラブルの原因になります。
- ・自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があったときは、確実に運輸支局で手続きをしてください。
- ・手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが完了したか確認してください。

■その他

- ・一時的に住所を変更する場合は「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の送付先を変更できます。詳しくは群馬県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/04/a4310063.html>)をご覧ください。

▶お問い合わせ先

■自動車税については、県自動車税事務所(☎027-263-4343)、または渋川行政県税事務所(☎0279-22-4050)へ

■登録については、関東運輸局群馬運輸支局(☎050-5540-2021)へ

■軽自動車税については、税務課(☎54-2211 内線164)へ

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成26年1月の放射線量は次のとおりです。

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、環境省が公表している「廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版)」(事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン)に基づき、製造メーカーによる村所有測定器(クリアパル株式会社製:A2700型 Mr.Gamma)の定期校正及び群馬県衛生環境研究所所有の測定機器(富士電機株式会社製NHC710B1-AYYYY-S)との比較実験を行い、当該実験結果により測定値の補正方法を採用しております。なお、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学専攻専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

No.	測定日	測定開始時刻	測定場所	住所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気	備考
					地表	50cm	1m		
1	1月7日	16:32	役場・保健相談センター	新井790-1	0.062	0.053	0.051	晴れ	東側駐車場中央付近
2	1月7日	15:17	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	山子田1258-1	0.081	0.060	0.055	晴れ	敷地中央付近
3	1月7日	9:05	中央保育園(兼 うぐいす学童)	山子田2531-19	0.031	0.035	0.037	晴れ	園庭中央付近
4	1月7日	16:06	北部保育園	長岡1109	0.039	0.033	0.042	晴れ	園庭中央付近
5	1月7日	9:52	南部保育園	広馬場1763-1	0.055	0.066	0.061	晴れ	園庭中央付近
6	1月7日	14:11	南部第2学童	広馬場1156-1	0.068	0.056	0.056	晴れ	敷地中央付近
7	1月7日	11:31	児童館	長岡1404-1	0.056	0.065	0.064	晴れ	敷地中央付近
8	1月7日	14:33	榛東中学校 駐輪場	新井598	0.041	0.041	0.033	晴れ	駐輪場中央付近
9	1月7日	14:50	榛東中学校 東グラウンド	新井175-1	0.028	0.029	0.029	晴れ	グラウンド中央付近
10	1月7日	15:41	北小学校(兼 北部第1学童)	山子田1261	0.037	0.035	0.031	晴れ	グラウンド中央付近
11	1月7日	11:03	南小学校	広馬場1142	0.024	0.025	0.024	晴れ	グラウンド中央付近
12	1月7日	9:26	北幼稚園	山子田1322-1	0.056	0.055	0.055	晴れ	園庭中央付近
13	1月7日	10:39	南幼稚園	広馬場1143-1	0.071	0.073	0.068	晴れ	園庭中央付近
14	1月7日	10:17	南部コミセン(兼 南部第1学童)	広馬場1088	0.061	0.053	0.061	晴れ	正面駐車場中央付近
15	1月7日	8:43	総合グラウンド	山子田2037	0.067	0.057	0.052	晴れ	野球及びサッカーグラウンド境界付近

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

事業所得等を有する白色申告の方へお知らせです

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

○対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

○記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

○帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作製した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表やその他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

▶お問い合わせは、高崎税務署(☎027-322-4711)へ

会計課からのお知らせです

コンビニで納付できるようになります

村では、村民の利便性の向上のため、平成26年4月から村税等のコンビニ(及び郵便局)での納付を開始します。これまでに利用していただいた、各金融機関と役場会計課窓口の他に、次のコンビニで納付をすることができます。なお、手数料は一切かかりません。

○コンビニで納付できる税金や各料金

- ・村税…村県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税
- ・上下水道使用料
- ・給食費



○コンビニで納付できないもの

次のような場合は、コンビニで納付はできませんので注意してください。

- ・払込期限の過ぎた納付書
- ・納付書一枚につき、納付金額が30万円を超える納付書
- ・バーコードの印刷がない納付書(バーコード付き納付書は平成26年4月以降に発行します。)
- ・金額を訂正している納付書
- ・破損、汚損等でバーコードが読み取れない納付書
- ・記載金額に満たない一部の支払いを希望する場合
- ・全期前納の場合

○利用できるコンビニ一覧

エブリアン	MMK設置店	くらしハウス	ココストア
コミュニティ・ストア	サークルK	サンクス	スーパー(北海道)
スリーエイト	スリーエフ	生活彩家	セイコーマート
セーブオン	セブンイレブン	タイエー	デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア	ハセガワストア	ファミリーマート	ポプラ
ミニストップ	ヤマザキスペシャルパートナーショップ	ヤマザキデイリーストア	ローソン

○個人情報について

村民の個人情報保護のため、収納代行業者やコンビニ各社ともに、個人情報保護に関する協定を結んでいるため、安心してご利用ください。

▶お問い合わせ先

■村税については税務課(☎54-2211 内線160～165)へ

■上下水道料については、上下水道課(☎54-2211 内線150～155)へ

■給食費については、給食センター(☎54-2629)へ

榛東村スポーツ少年団の団員を募集します

- 入団できる方 榛東村に住んでいる小学生(剣道・柔道・空手のみ中学生も可)
- 申込期間 平成26年3月1日～平成26年3月31日まで
(4月以降も申し込めますが、県登録の手続きがあるため極力、期間内に申込みをお願いします。)
- 申込場所 各団の練習場所で受け付けます。(保護者の方と一緒に来てください)。
・申込書に記入の上、入団費を添えて持参ください。
※教育委員会事務局(生涯学習課)では受け付けませんので、ご注意ください。
- 入団費 1人：2,000円
・入団費は県登録料、安全保険料、団体運営費等に使われます。
・団によっては入団費の他に運営費を集めています。
・団を移る場合は、再度、入団費を納めていただきます。
※退団する場合、納めていただいた入団費は、お返ししませんのでご了承ください。
- その他 入団は1人、1団(1種目)です。
現在、入団している方も再度、申込みをしてください。(県登録、安全保険の更新の期間が1年のため)

団名	練習日	練習時間	練習場所	入団できる学年
北野球	土・日曜日 祝日	9:00～17:00	北小校庭	新小1年生～6年 男・女
南野球	土・日曜日 祝日	8:00～	南小校庭	新小1年生～6年 男・女
	火・木曜日	放課後		
サッカー	火曜日	1～3年 19:00～20:30 4～6年 19:00～21:00	総合グラウンド	新小1年生～6年 男・女
	土・日曜日	8:30～11:30	南部公園 (南部コミセン隣り)	
硬式テニス	土・日曜日	8:00～10:00	総合グラウンド	新小1年生～6年 男・女
ソフトテニス	火・木曜日	18:30～20:30	総合グラウンド	新小1年生～6年 男・女
	土曜日	10:00～12:00		
ミニバス	火・木曜日	18:30～20:30	北小体育館	新小1年生～6年 男・女
	土・日曜日(月2回程度)	9:00～12:00	アリーナ・北小体育館	
バレーボール	月・水曜日 (土日練習試合あり)	18:30～20:45	北小体育館	新小1年生～6年 男・女
剣道	火・金曜日	18:30～20:30	地区体育館	新小1年生～中3年 男・女
柔道	火・木曜日	18:30～20:30	地区体育館	新小1年生～中3年 男・女
空手	金曜日	18:30～20:30	北小体育館	新小1年生～中3年 男・女
	第1・3月曜日		南小体育館	

※都合により練習会場が変更になる場合があります。

▶お問い合わせは、教育委員会事務局生涯学習課(☎54-2211 内線261)へ

「マイホーム借上げ制度」のご案内

持ち家を有効活用しませんか？

県内では年々空き家が増加しており、防犯や景観などの問題が地域の課題となりつつあります。また、現在の持ち家が広すぎる、といった住まいに不満を感じながらも「住みかえ」に至らない高齢者世帯がある一方、ゆとりある住まいを求めている子育て世帯等があります。そのような悩みを抱え、持ち家を有効活用したいと思っている方は「マイホーム借上げ制度」を利用してみませんか？(「マイホーム借上げ制度」は、一般社団法人移住・住みかえ支援機構が実施し、県及び県内市町村が制度周知などの支援をしています。)

■制度概要…50歳以上の方のマイホームを移住・住みかえ支援機構が借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するものです。借上げられたマイホームは3年の定期借家契約によって相場より安い賃料で貸し出されます。

■対象…借上げの対象となるマイホームの主な条件は次のとおりです。

- ・所有者が50歳以上
- ・昭和56年6月以降の新耐震基準を満足(耐震改修を行い基準を満足しても可)

▶お問い合わせは、ぐんま住まいの相談センター(群馬県住宅供給公社)(☎027-210-6634)または、役場建設課(☎54-2211 内線231)へ

農振（農用区域）除外について

農振除外の手続きは3月31日までに

村では、豊かな住みよい農村環境を確立するため、「榛東農業振興地域整備計画」を策定しています。農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づいて市町村が定める計画です。この計画は、農業の振興を図るべき地域（農業振興地域）を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化を総合的に進めることを目的としています。

○農振除外とは

農業振興地域内には、農用地として利用するための土地の区域を定めており、これを「農用区域」といいます。

農用区域は、優良な農地の保全（農地を守る）のため、土地基盤整備などの農業施策を重点的に行うために、農業以外の目的での利用が制限されています。

例外として、農振法に規定されている除外要件の全てを満たしている場合に限り、この制限を外し（農用区域から除外）、農地から宅地等への農地転用が可能となります。

この「農用区域からの除外」のことを、一般的に「農振除外」と呼んでいます。

○農振除外の手続き

農振除外の手続きは、産業振興課で行います。受付期間と必要書類は次のとおりです。

■受付期間等…3月3日(月)～3月31日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝日は除く)

■必要書類

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| ①申請書(産業振興課に用意してあります) | ④案内図(申請地の位置や付近の状況がわかる地図、住宅地図など) |
| ②公図の写し | ⑤事業計画の概要がわかる図面 |
| ③全部事項証明書(土地登記簿謄本) | など |

○除外について

変更を希望する農振農用地は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件の全てを満たしている土地で、農地転用許可、開発許可、建築確認等法令等の許可が得られる場合に限られます。

よって、除外手続きをされても全てが変更されるとは限りませんので、十分ご注意ください。

○農用区域への編入

農振除外申請は、「必要性及び緊急性のある開発計画に基づいて農地を農業以外の目的(宅地等)に利用する場合」に行われます。農振除外決定後、すみやかに農地転用が行われない場合は農振法に違反した状態となってしまいます。

農振除外後、開発計画がなくなってしまう場合などは、農用区域へ編入する(戻す)手続きを行ってください。受付期間は、農振除外と同じです。

○用途区分の変更

農用区域内の農地を、農業用施設(畜舎・堆肥舎・農機具格納庫・農産物直売所など)として利用するためなど、農業上の用途を変更する場合は、「用途区分の変更」の手続きが必要です。なお、用途区分の変更を行っても、農用区域であることには変わりはありませんが、農地法で定義する「農地」ではなくなる場合には農地転用が必要となります。

また、農業用施設を建設するために農地転用の手続きを行っていても農用区域であることには変わりありませんので、当該農業用施設を取り壊し、住宅等を建設する場合はあらかじめ農振除外が必要となります。

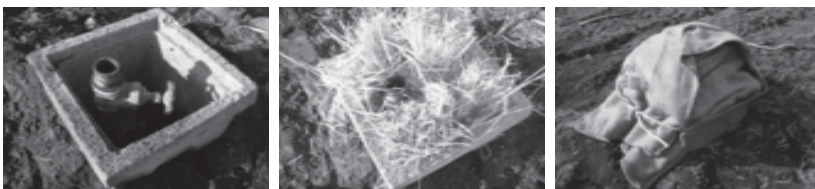
▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線224)へ

産業振興課からのお知らせです

冬期における給水弁保護をお願いします

冬期中は給水弁凍結による破損及び漏水事故が多く発生します。

給水弁は、群馬用水組合員個人の管理物となりますので、給水弁保護による凍結防止にご協力ください。



▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線221)